

競争的資金等の不正使用防止対策に関する基本方針

日本貿易振興機構（以下、「機構」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正）の趣旨を踏まえ、競争的資金等の不正使用防止対策に関する基本方針を次のとおり定める。

1. 機構内の責任体系の明確化

競争的資金等の運営・管理を適正に行うための責任体系を明確にし、公表する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

以下の取り組みを推進することにより、競争的資金等の不正使用を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

- (1) コンプライアンス教育及び啓発活動を通じた意識の向上
- (2) 事務処理手続きに関するルールの明確化・統一化
- (3) 競争的資金等の事務処理に関する職務権限の明確化
- (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

競争的資金等の不正使用を発生させる要因を把握し、これを反映させた具体的な不正防止計画を策定するとともに、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。

4. 競争的資金等の適正な運営・管理活動

適切な予算執行管理を行うとともに、発注・検収業務について当事者以外のチェックが有効に機能するシステムの構築を図る。

5. 情報発信・共有化の推進

競争的資金等の使用ルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築するとともに、競争的資金等の不正への取り組みに関する機構の方針等を公表する。

6. モニタリングの在り方

競争的資金等の不正使用が発生する可能性を最小限にすることを目指し、機構全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備し、実施する。

以上